

放射線治療品質管理機構規約

平成16年11月13日制定

平成16年12月23日改定

平成27年1月10日改定

平成28年5月14日改定

令和元年6月9日改定

令和4年5月28日改定

令和5年1月7日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本機構は、「放射線治療品質管理機構」と称する。

(事務所)

第2条 本機構は、事務所を東京都港区西麻布3-1-17 ブルーリッジ株式会社内に置く。

(目的)

第3条 本機構は放射線治療の精度向上のため、専ら放射線治療機器やシステムの品質管理・品質保証を行う者として放射線治療品質管理士を認定し、またその能力の維持向上のための事業を行い、もって医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放射線治療品質管理士の認定。
- (2) 放射線治療品質管理士の能力の維持向上のための事業。
- (3) その他本機構の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 本機構の会員は、次の団体をもって構成する。

- (1) 公益社団法人日本医学物理学会

- (2) 公益社団法人日本医学放射線学会
- (3) 公益社団法人日本診療放射線技師会
- (4) 公益社団法人日本放射線技術学会
- (5) 公益社団法人日本放射線腫瘍学会
- (6) 一般財団法人日本医学物理士会

第3章 役員

第6条 本機構に、次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 5名以内

理事 18名以内

監事 2名

(理事及び監事の選出)

第7条 理事及び監事の選出については別に定める細則による。

(理事長、副理事長の選出)

第8条 理事長は、理事の互選により決定する。副理事長は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認により決定する。

(理事長、副理事長の職務)

第9条 理事長は、本機構を代表し、本機構の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務)

第10条 監事は本機構の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

(1) 本機構の財産の状況の監査

(2) 本機構の業務執行の状況の監査

(3) 財産の状況又は業務の執行について、監査の結果を第5条に定める各団体に報告すること

(役員任期)

第 11 条 役員の任期は、原則として 2 年とし 4 月 1 日から 3 月末日までとする。ただし、重任を妨げない。また、選出団体の申し出により任期を変更することが出来る。

第 4 章 理 事 会

第 12 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事長は、必要と認めた者を理事会に出席させ、指名出席者として意見を述べさせることが出来る。

第 13 条 理事長は、理事会を招集して、その議長となる。

2 正当な理由がある場合、理事長は理事及び監事が WEB などを利用した遠隔から出席することを認めることができる。

3 理事及び監事が遠隔から出席した場合は、その旨を議事録に記載しなければならない。

第 14 条 理事会は、定員の過半数（委任状を有する代理人を含む。）の出席によって成立する。

第 15 条 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、その決定を議長に一任するものとする。

第 16 条 理事会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録として作成し、議長及び議長指名による出席理事 2 名が、署名の上これを保存する。

第 17 条 理事会においては、この会則に別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 放射線治療品質管理士の認定
- (3) 次年度収支予算（案）と事業計画（案）
- (4) 前年度決算と事業報告
- (5) その他理事長が特に重要と認める事項

（WEB などを利用した理事会の開催）

第 18 条 緊急事態など出席者が一堂に会するのが困難な場合、理事長は WEB などを利用し

て理事会を開催することができる。

2 WEB などを利用して理事会を開催したときは、その旨を議事録に記載しなければならない。

(理事会の議決の省略)

第 19 条 理事会で審議すべき事項に関する提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 電子メールでの了承は理事全員の承認の連絡があり、かつ監事からの意義がないとき承認するものとする。

第 5 章 委員会等

第 20 条 本機構の業務運営上必要と認めるときは、理事会の議を経て委員会等を置くことができる。

第 6 章 事務局

第 21 条 本機構は、事務を処理するため事務局を置く。

第 7 章 会計

第 22 条 本機構の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

第 23 条 本機構の経費は、第 5 条に定める各団体からの拠出金、放射線治療品質管理士の認定に関わる収入、講習会等の参加費、資産から生ずる収入、助成金、寄付金等をもって支弁する。

第 8 章 補則

第 24 条 本規約の執行に関する細則は、理事会の議を経て別に定める。

付 則

この会則は、平成 16 年 11 月 13 日より施行する。